

中小企業等DX導入促進・推進人材育成事業企画運営業務委託仕様書

1 目的

- ・ 県では、すべての県民がデジタル技術を活用することが可能となるよう環境整備を進め、生活の利便性向上や企業の生産性向上を通じて、県民生活の豊かさ向上を実現することを目指している。
- ・ そのために、令和4年度からデジタルが苦手な方などを対象に研修等によりデジタルの有用性や使い方などに関する知識を啓発する事業を実施してきたが、特に小規模事業者を中心に、いまだその浸透は不十分な状態にある。
- ・ そこで、現場伴走・プッシュ型で県民・企業のDX推進支援を100件超行う本事業（通称「やまなしデジタル×コネクト」）を実施することで中小企業等の業務効率化、生産性向上を進め、経営基盤強化と賃上げにつながる効果の創出を目指す。
- ・ また、県内の関係団体や官民事業と密接に連携することで、事業効果を高めるとともに、副次的に今後の全県的なDX推進環境を活性化する。

2 業務全容

本事業は、無関心層・未着手層の事業者がDXに踏み出すための接点創出を起点とし、普及啓発、導入支援、人材育成、相談対応および効果測定を事務局として主体性を持ち、一体的に実施するものである。

特に（1）DX接点創出は、プッシュ型でのアプローチを中心とする重要な業務である。本事業の認知向上にとどまらず、県内関係団体の事業や県の他事業との橋渡しを含む、県内のDX推進の起点として重点的に実施するものとする。

- (1) DX接点創出
- (2) DX普及啓発・情報発信
- (3) DX導入支援
- (4) DX推進人材育成研修
- (5) 相談窓口・事務局運営
- (6) 事業の効果測定

3 業務の具体的内容

(1) DX接点創出

- ・ DXに踏み出せない未着手層に対して、待ちの姿勢ではなくプッシュ型で提案を行い、支援等につなげること。

企画提案の際には、プッシュ型提案の方法について、特に具体的提案を求める。以下にプッシュ型のイメージとして例を示すが、方法はこれらに限るものではなく、またすべて実施することを必須とするものではない。

【プッシュ型の例】

- 商工団体（経営指導員等）等の企業へプッシュ型アプローチが可能な団体を深く巻き込んで具体的な各事業所のニーズをつかみ、支援等につなげる。
- 各業界団体等へ積極的にアプローチをして具体的な各事業所のニーズを掘り起こし、支援等につなげる。

- 個別訪問等の方法で積極的にアプローチをして、ニーズを掘り起こし、支援等につなげる。
- ・商工団体（経営指導員等）や提案事業者が深く関わっている既存コミュニティと連携するほか、デジサポ！やまなし、やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ等県のお他事業を活用し、支援メニューのプッシュ型での提案や、各団体や事業との橋渡しを実施すること。

（２）DX普及啓発・情報発信

一般向けの広域広報

県の広報誌、Web サイト、既存の民間コミュニティ、インフルエンサーによる SNS への投稿等により、事業全体の認知拡大および「山梨のDX」のポジティブなイメージを広く流通させ、無関心層の「気づき」を喚起すること。

無関心層向けのエンタメ性を取り入れた啓発イベント

無関心層が「自分事」として楽しみながらデジタルに触れられる機会を創出し、「気づき」を喚起すること。イベント参加者が次の行動（相談、支援メニューへの申込等）につながる導線を必ず設けること。

「DX信玄くん」を活用した統合的なブランディング

県のDX推進の象徴として県のDX推進キャラクターである「DX信玄くん」をあらゆる接点に配置し、認知度を高めるとともに、相談しやすいブランドイメージを確立すること。特に、無関心層やDX未着手層が心理的な抵抗なく事業に接触できるよう、イベント等において効果的な活用方法を工夫すること。

また、新規のキャラクターを作成し、活用すること。

（参照：https://www.pref.yamanashi.jp/jouho/dx/dx_shingenkun.html）

県の保有する既存DX資産の活用とアップデート

県民のDXリテラシーの向上に寄与するため、令和7年度までに制作した動画コンテンツ等の既存資産を活用しつつ、最新動向（生成AI等）を反映させた情報発信を行うこと。

特設サイトの運用

- ・ 既存サイト(<https://dx-literacy.pref.yamanashi.jp/>)については、令和8年度以降、県が管理する庁内サーバ領域に設置された特設サイトとして運用することを前提とする。
- ・ 受託者は、当該庁内サーバ領域上において、県の指示および定める運用ルールに従い、特設サイトのコンテンツ更新、情報整理、研修・研修案内および申込受付・管理等の運用を行うこと。
- ・ 特設サイトは、本事業における各支援メニューへの主要な導線として最適化・運用すること。
- ・ 「支援・研修に関する案内」や「申し込みの受付、管理」は特設サイトにより実施すること。
- ・ 特設サイトの内容（事例集など）については、本事業期間限りのものとせず、事業終了後も県の資産として継続的に活用できるよう、データおよび構成を整理した上で県に引き渡すこと。
- ・ なお、特設サイトの運用にあたっては、県の情報セキュリティポリシーおよびウェブサイト運用に関する規程等を遵守すること。

SNS等を活用した情報発信・コミュニティ形成

- ・ 令和7年度に本事業に関連して開設した公式SNS（Facebook ページ）について、本事業の情報発信媒体の一つとして継続的に運用支援すること。
- ・ 当該SNSにおいては、研修・イベント情報、DX信玄くんを活用した発信、中小企業等の身近なDX事例の紹介等を行い、事業への関心喚起および継続的な接触機会の創出に努めること。
- ・ SNSによる発信内容については、特設サイト等の関連ページと適切に連携させ、本事業の各支援メニューへの導線として活用すること。
- ・ なお、SNSの運用にあたっては、県が定める山梨県ソーシャルメディア運用マニュアル等を遵守すること。

成功事例の整理・公開（10件以上）

本事業で創出された優良事例について、中小企業等が自らの取組に横展開できるよう、背景、課題、導入内容、効果等を整理した上で、特設サイト等を通じて公開すること。

（3）DX導入支援（計100件以上）

令和7年度事業の調査により、建設業、製造業への支援にニーズがあることが明らかとなっているが、中長期の支援が必要となることから、これまで十分に対応できていない。そのため、本事業では、さらにDXの裾野を広げるために、比較的簡易にDX導入が可能な飲食業・サービス業に偏ることなく、建設業、製造業を中心とした中長期支援を実施することに重点をおくこととしている。

本事業におけるDX導入支援は、支援の難易度や内容、導入に要する期間等に応じて複数の支援区分を設けることを想定しており、1社あたりの支援内容や導入件数については、事業者の状況に応じて柔軟に対応するものとする。支援件数は100件を上限とせず、可能な限り広く支援を行うことで県内のDX推進を図ること。

なお、導入後一定期間のフォローを行い、導入したDXツール等が実際の業務において活用されているか確認するとともに、業務改善の状況や効果について把握・整理を行うこと。

企画提案の際には、【支援の区分】に示す「中長期支援」と「短期支援」の他に、必要な区分を追加することも可とする。

また、それぞれの実施数の内訳とその根拠、実現可能性についての提案を求める。

本項目に関する経費は額の確定（精算）の対象とする。精算にあたっては、企画提案者の提案に基づき契約締結時に定める各区分それぞれの「1件あたりの単価」に、実際の「支援実績数」を乗じた額を目安に実費分を報告に基づき算定する。各区分の予定支援件数の内訳は企画提案者の提案によるものとするが、契約時における当該経費の上限額は、提案された総支援件数がすべて単価の高い区分（中長期支援）であった場合を想定して設定する。実際の精算において、実績がより単価の低い区分となった分については当該区分の単価を適用して減額精算を行い、額を確定するものとする。

これらの実施にあたっては、商工団体等と密に連携し、意欲ある事業者や課題が明らかになった事業者の送客を受けるなどすることで、効率的かつ効果的な支援とすること。

【支援の区分】

中長期支援

建設業、製造業（ ）を中心に、導入に一定の検討期間や調整を要する事業者に対し、課題の可視化からツール選定、導入まで比較的中長期的な視点で伴走支援を行うこと。

令和7年度事業の調査結果によりツール導入が効果的と見込まれる業種への支援。短期事業である令和7年度事業では実施できなかった、業種特化型で導入の検討や伴走支援に時間のかかるツールの導入支援や、工程や事務作業が複雑でSaaSツールの導入に時間のかかる企業への導入支援を想定。

短期支援

飲食・サービス業（ ）を中心に、汎用的なSaaSツール等の導入により、比較的短期間で業務改善が見込める事業者に対し、導入および初期活用を中心とした支援を行うこと。

令和7年度事業の調査結果によりツール導入が効果的と見込まれ、同事業で幅広く支援を展開した業種。引き続き県内事業者へ幅広く支援を展開する。

(4) DX推進人材育成研修(計20回以上)

本研修は、DX導入支援を行った事業者や、DX導入済みの事業者を主な対象とし、導入したDXツールの定着および継続的な活用を目的として従業員等への研修を実施する。

【研修の内訳】

現場利用者向け訪問研修(10回以上)

導入先企業の現場や地域コミュニティへ直接赴き、操作の定着や「現場での使いこなし」を支援する実践的な研修を実施すること。

中核人材・経営者向け研修(10回以上)

経営戦略としてのDX推進や、組織変革を担うリーダー人材を育成するための体系的な研修を実施すること。DX導入後も社内で継続的に改善を進められるよう、自社のDX推進に関する課題や方針を整理するワーク等を取り入れるなど、実践的な内容とすること。

【研修の留意事項】

- ・ これらの実施にあたっては、商工団体等と密に連携し、意欲ある事業者や課題が明らかになった事業者の送客を受けるなどすることで、効果的な研修とすること。
- ・ 研修で用いるテキストは、内容について県と協議・調整の上、各研修初回実施日の1週間前までに完成させること。
- ・ 各研修では、開催要項の作成、参加者募集案内、投影資料や研修資料の作成を行うこと。また、受講者の受付や問い合わせ対応、必要なURL等の連絡を行うこと。
- ・ 研修等に必要となる会場および設備等については受託者が確保・用意すること。

(5) 相談窓口・事務局運営

本事業における相談窓口は、中小企業等からのDXに関する幅広い相談を無料で受け付ける一次相談窓口として設置し、事業者の状況や課題に応じて、最適な支援につなぐハブ機能を担うものとする。

本事業における相談対応および橋渡しは、県および県内関係団体との役割分担を踏まえて実施するものとし、最終的な支援内容の判断は、必要に応じて県と協議の上で行うこと。

- ・ 事業者からの相談に対し、内容に応じて本事業内での導入支援や訪問研修による対応を行

うほか、県内関係団体や県の他の事業、支援制度、国の支援制度へ適切に橋渡しを行うこと。

- ・ 相談内容および対応結果については整理・記録を行い、県および県内関係団体と必要に応じて情報共有することで、継続的かつ効果的な支援につなげること。
- ・ 本業務に係る研修、導入支援、広報等の全ての業務について、県からの委託を受けた事務局として、企画や支援先管理、問い合わせ対応を含めて主体的に運営すること。

(6) 事業の効果測定

- ・ 本事業の実施にあたっては、事業の進捗管理および効果測定を行い、年度内に複数回、その内容を踏まえた事業方針の見直しを行うこと。
- ・ 本事業において最低限クリアすべきKPIは、次のとおりとする。
伴走支援によるDX導入件数：100件以上
- ・ さらに、本事業による波及効果を把握するため、賃金引上げや処遇改善に関する意向、検討状況についても、アンケート等を通じて把握・整理すること。（令和7年度事業として実施済みの中小企業等DX加速化支援事業での支援先に関する追跡調査約100件を含む各連絡先は県で把握）
- ・ 事業終了時には、今後の事業内容に反映するため、実施結果や状況分析、次年度実施すべき内容をまとめた報告書を作成し、提出すること。

4 具体的業務実施に関する留意事項

(1) 各支援に関する留意事項

- ・ 各支援及び研修の実施方法等については、事業提案時において、提供事業者の過去の事業実施経験や調査等に基づき、対象や目標ごとに適切な手法を企画し、事業全体における位置づけを含めてわかりやすく説明すること。
- ・ 事業受託後は、企画提案書に基づき、各支援及び研修等のコンセプト、スケジュール、支援等の項目、得られる効果、進行方法等を具体的に整理した詳細な企画書を作成し、県と協議の上で実施すること。
- ・ 全ての支援及び研修については令和9年2月20日までに実施すること。
- ・ それぞれの支援先に対しては、必要に応じて受講後のインタビューや今後の県の事業に関する周知を行えるよう、支援後も連絡がとれる状態を確保しておくこと。
- ・ 動画配信やオンライン開催（Zoom、Microsoft Teams等のWebミーティングツールでのリアルタイム開催など）による支援・研修を実施する場合には、配信に必要な機材等は受託者が用意すること。

(2) 県内関係団体や県の他事業等との連携に関する留意事項

- ・ 県内関係団体としては、商工団体（経営指導員等）、やまなし産業支援機構、県内情報通信業界団体等を、県の他事業としては、デジサポ！やまなし（DX人材育成エコシステム創出事業）、やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ等を想定している。事業提案時には、連携すべき団体や他事業について提案すること。
- ・ デジサポ！やまなしとは課題解決の観点で連携すること。簡易な業務課題のDXによる解決が図られる相談者については、デジサポ！やまなしへの橋渡しを行うこと。一方、デジサポ！やまなしへの相談のうち、デジサポ！やまなしで対応が困難な案件については、本事業事務局が

県内関係団体等への橋渡しを行うこと。

- ・ 橋渡しを行った事例については、県や県内関係団体と協力のうえ、件数等の状況を把握すること。
- ・ 他団体や他事業との連携にあたっては、本事業のみならず連携先の事業も効率的かつ効果的に実施することに資するよう留意すること。

5 費用

契約金額には、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等、事業実施に必要となる全ての経費を含むものとする。

6 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告

本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を県に提出すること。業務完了報告書の添付資料については、事前に県と協議して定めるものとする。

(2) 業務成果の帰属等

- ・ 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はホームページ等に随時使用、複製できるものとする。成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、受託者は県がこれを無償で非独占的に使用できるよう必要な著作権処理を行うこと。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれる場合、受託者は県に事前の報告を行うこと。
- ・ 成果物に第三者の著作物が含まれる場合に必要となる著作権処理の経費は本業務の経費に含めること。
- ・ 受託者は、本業務により制作した著作物に関して著作者人格権を行使しないものとする。

7 業務実施体制等に関する留意事項

- (1) 受託者は、本業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制をとること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、事前に県の承認を得ること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、企画提案書の内容及び実施手法等について、県との協議により修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 受託者は、本業務の履行にあたって契約書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 本業務は、契約期間終了後に山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、本業務に係る資料提出等について、積極的に協力すること。また、本業務に関する会計関係帳簿類等については、本業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 本業務にあたって知り得た業務上の秘密は、契約期間だけでなく契約終了後も第三者に漏らしてはならない。特に、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (8) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、本業務の一部の再委

託については、事前に書面により県の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、業務の一部を再委託等する場合は、再委託の受託者に対して契約書及び本仕様書で定める事項を遵守させること。

(9) 本業務に必要となる資機材は、受託者が用意すること。

8 その他

(1) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県と協議の上、決定すること。

(2) 紛争処理について

本業務に関して、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。